

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年2月27日開催分）

**司会者：** それでは始めさせていただきます。私は今回司会を務めさせていただきます西野と申します。よろしくお願いいたします。現在大阪地方裁判所の第3刑事部で裁判長を務めております。大阪地方裁判所では、裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々の御意見あるいは御感想をお聞きするために、裁判員経験者の皆様の意見交換会を定期的にやっております。今回も皆様の御意見や御感想を伺って今後の参考にできればと思っております。これまでにも意見交換会の司会を何回か務めてきましたけれども、その際に参加された方の御意見は、私自身がその後の裁判員裁判を行う上で非常に参考になっておりますので、今日も皆様の御意見、御感想が勉強のいい機会になるというふうに考えております。

今回は争いのある強盗致傷被告事件を担当された方々にお声がけをして、お一人、3番を予定されていた方が急遽差し支えということになりましたので、今日は4名の方ということで、番号はそのまま1番さん、2番さん、4番さん、5番さんということで進めていきたいと思っております。皆様が経験された事件の内容はそれぞれ違いますし、争いになったポイントも違うんですけれども、ただでさえ裁判員裁判ということで大変なところを、争いがあるということで困難を感じたり、大変だなと感じられた場面もあったかも知れませんので、そういった辺りもお聞かせ願えればと思っております。御遠慮されずにいろいろ御意見、御感想を述べていただければと思います。

そうしましたら、まず、今日同席いただいております検察官、弁護士、あと裁判官から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

**高島検察官：** 大阪地方検察庁の検事の高島と申します。公判部と申しまして、実際に裁判員裁判で公判に立って活動する部署に所属しております。本日は皆様から貴重な御意見を伺って今後の執務に生かしていきたいと思っております。ど

うぞよろしく申し上げます。

**宇野弁護士**：弁護士の宇野と申します。大阪弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております。私も検事と同様に裁判員裁判をやっておりますけれども、弁護人の立場になられる弁護士さんが必ず刑事弁護委員会に入っているというわけではないので、その辺り皆さんの弁護活動がどうだったのかというところについて経験者の皆様から御意見をお伺いして、また弁護士会に還元できるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

**小倉裁判官**：大阪地方裁判所第5刑事部の裁判官の小倉と申します。よろしくお願いいいたします。私も裁判員裁判はちょうど始まった頃からずっと裁判長として関わっております。今回取り扱われる強盗致傷というのは、その中でも特に比率の高い事件で数多くありますし、また争われ方が多岐にわたるということで、非常にいろいろな問題点が起こる事件類型ですので、また皆様の御意見を伺いまして今後の参考にしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

**司会者**：ありがとうございます。そうしましたら、続いて裁判員経験者の方々から一言ずついただければと思います。どのような事件の裁判員裁判を経験されたかということや、全体的な感想などがありましたら、おっしゃっていただければと思っております。

では、1番さんからお願いいたします。

**裁判員経験者1**：大阪は裁判員に当たる確率が高そうだなという話がちょっと出てきましたけど、私、2件来たんですね。二つ受けようとしたんですけども、体は二つに割れないんで、先着順で先の方の事件にと思って選んだのが運の尽きというのか、非常に登場人物が多くて、それぞれの人物が何をしたかとかいうことを頭の中に入れることが大変だったというのがまず一つの印象だったんです。皆さんといろいろなお話、裁判長もひっくるめてレクチャーをやっていく中で、自分たちがやはり疑問に思ったことをすぐに解決しておかないと、引きずっていくといつまでもややこしくなって解決しないので、できるだけ多く質

間をするようにしました。もう一つは、今度は刑を科す、どういう刑がいいのかというところになってくると、やはりその被告人のストーリーがある程度分かっていないと判断しようがないという部分も多々あるなというふうに思いましたね。というのは、いわゆる被告人と例えば首謀者との関わりは、どういうふうなもので関わりができて、その犯罪に加担していったのか、あるいは被告人が何かの理由で積極的になっていくと、エスカレートしていくというのが、もうあからさまに見えていく。その辺りは何というのか、テレビのドラマじゃないですけども、実際にこういうふうなグループのつながりってどういうふうにしてできるんだらうかと。いわゆる首謀者が、この被告人をうまく信頼して仕立て上げるというかね、そういうふうな心境の変化がどの辺りで芽生えたのかというのが、なかなか自分たちではつかみにくかったという印象がありました。

**司会者**：ありがとうございます。では、続きまして2番さんお願いいたします。

**裁判員経験者2**：私もまさか自分が裁判員に当たるとは思わなかった口の間で、実際当たってみて、案件としては殺人とかではなかったので気持ちは楽だったんですけども、やっぱり人を裁くというのは難しいなと思いました。けがをされている人だとか被害に遭った人がいるので、その辺りの人のことを思うとやっぱり重くなってしまいうだろうし、素人では判断が難しいなというのが率直な感想です。

**司会者**：ありがとうございました。続いて、4番さんお願いいたします。

**裁判員経験者4**：私は、複数の事件が立て続けに起きた強盗事件でした。争いがある事件ということで、やっぱり被害者の方も、結構時間が経っていて曖昧な点が多くて、何が事実なのかというのを判断するのがなかなか難しかったかなとは思いました。一方で、自分にはこういう裁判の知識が全然なかったんで、実際自分で裁けるのかなというのは不安だったんですけども、裁判官から分かりやすく説明していただけて、その点は自分自身でもよく理解できましたし、

すごくいい経験にはなったかなとは今では思っています。

**司会者：**ありがとうございます。では5番さんお願いいたします。

**裁判員経験者5：**人生最大の貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。最高裁判所から最初封筒が来まして、女房がそれを発見して、あんた何か悪いことしたんかと言われてまして、びっくりして中身を見たら裁判員の候補者になったよというようなことを書いてまして、うわ、これはえらいこっちゃと思ったのが最初の感想です。今までは裁判員制度、裁判員裁判というのは人ごとというふうに考えておりまして、それがまさか自分に当たるとはということではびっくりしました。名簿に載ったくらいで恐らく外れるだろうと思っておったんですけれども、今度は大阪地方裁判所から書類が来まして、大阪地方裁判所に来てくれということで、そこへ行っても大勢の中から選ぶんだからそれには当たらんやろうと思ってましたら、当たってしまったということです。よくよく自分も考えて、あと長くない人生で何か世のため人のためにやれる仕事はないかなと思う気持ちも片隅にあったんで、これはいい機会やなという気持ちもちよつとはありました。それで選ばれてまして、裁判員を経験させてもらって良かったです。本当に話をしやすい温かな雰囲気の中でやることができました。裁判官というのは大体雲の上の人で話もできない人というふうに私は思っておったんですけれども、実際はそうではなかったということで、いい印象を受けております。

**司会者：**ありがとうございました。そうしましたら、中身に入っていきたいと思えます。まず、法廷での出来事といいますか、裁判員に選任されて、その後法廷で証拠調べといって証拠を見たり証人の話を聞いたり、あと検察官・弁護人のプレゼンというか主張ですね、この事件はこうですと法廷で裁判を見る場面があったと思うんです。まず、法廷での場面です。法廷で検察官や弁護人がやっていることを御覧になる場面について、御意見なり御感想はございますでしょうか。今、お手元に検察官・弁護人の冒頭陳述、一番最初の段階で検察官と弁

護人が、今回の事件、我々はこういう事件だというふうに裁判所に見てほしいんですよとプレゼンをした場面があったと思うんです。この最初のプレゼンのところで、何が問題点で法廷でどこに注目しなければいけないのかというところを裁判官・裁判員の方に分かってもらう必要があるのですが、その時点での検察官・弁護人のやったことについて、何が問題点になっているのか分かったのか、あるいはどちらかは分かりやすかったけど、どちらかは分かりにくかったとか、何か印象に残ってることとかありましたらお聞かせください。5番さんどうぞ。

**裁判員経験者5**：本当に我々にとっては初めての経験なんですよ。テレビとかで裁判の状況を見たことあるんですけども、本当に初めてのことで。だから、まず最初に検察官の冒頭陳述というんですか、検察官の言うことを聞いてたら、ああ、これは確かに検察官の言うとおりと素人なんで思うんですね。でも、今度、次に弁護士さんの話を聞いたら、また弁護士さんの話も本当に見えるんですね。そこで最初にそういうふうにどっちも正しいな、どっちも正しい中で、これは真実はどこやいうふうなことで考えていくというか。

**裁判員経験者1**：私は若干違うんですよ。人それぞれの立場で弁論されるので、検察官は検察官で、取調べの過程で自分たちがやはり到達点を描いてそこに話を持っていっておられる。弁護側は弁護側で被告人を弁護する、擁護する立場なので、できるだけ話を聞いて、いいストーリーを被告人から引き出してきて、それをプレゼンするというふうな立場で進められておるんだなというふうに私は捉えていたんです。自分たちは自分たちで、そうじゃなくてやはり犯罪そのものをどういうふうに見ていくか。この被告人に、どういうふうな関わり合いができて計画が練られていったかという、その辺りのところというのは、なかなか検察側からもそういう話というのは聞けない、聞いてないんですよ。準備期間というのか相当周到に計画を練ってるという、この辺の犯罪の重要性をどこにポイントを置かれて検察側が持っていかれてるのか。そこのところがち

よっと知りたいと思いました。

**司会者：**最初のプレゼンでもその辺りは少し分かりにくかったということなんですかね。ありがとうございました。2番さんはどうでしょうか。裁判で争いになっていた部分について、その争いのある点を判断する上で、被害者の証人尋問だとか目撃者の証人尋問だとか、あと被告人の話を聞いて判断しなければいけないということは、最初のプレゼンの段階ですっと頭に入ってきましたか。それとも、休憩時間に裁判官に説明を受けて理解できたという感じなのか、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**初めのプレゼンでも、争う点はここですというのはおっしゃられたと思うんですけども、実際にどうするかというのはイメージが湧かなくて、裁判というのは、やったやらないではなくて、主張していることが合っているかどうかというのが争点だと思ったんで初めで全て分かるというのはやっぱり難しいんじゃないかなと思いました。

**司会者：**法廷でいろいろ証拠や証人の話を聞きながら、ここが問題点なんだなというのがだんだん分かってきたと、そんな感じだったということですかね。

**裁判員経験者2：**そうですね。やっぱり裁判の見せ場じゃないですけども、矛盾した点を詰めていくのが裁判じゃないかなというのが経験した中で感じたことです。

**司会者：**検察官と弁護人の書面についてお聞きしたいのですが、検察官は1枚で見られるような形になっていて、弁護人は文章で何枚かになっていますよね。その辺りで分かりやすいとか、分かりにくいとか、そういう違いを感じたことはありましたか。

**裁判員経験者2：**資料としては見やすい方がより入ってきやすいかなと思います。プレゼン能力ではないですけども、検察官の人が読み上げると、より悪い人のように聞こえるというのが印象です。

**司会者：**ありがとうございます。では、4番さんにお聞きしますが、争いのある部

分について、この辺りが問題になるんだというのは最初のプレゼンで分かったのか、裁判官の説明で分かったという感じなのか、その辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：検察官の方から最初にプレゼンがあったときに、どういうところが争点でという説明はあったんですけど、やっぱり何と言えればいいんでしょうね、理解できるというか、よく分かり始めたのはしばらくしてからですね。聞いているときは、ああ、そうなんだぐらいで何となくは分かるんですけど、すっと入ってくるのはしばらくしてからというのはあったと思います。

**司会者**：4番さんの事件だと、検察官も弁護人も、枚数はそれぞれ違いがありますがけれども、図にしたり、同じような形式で書面になっています。その辺りに差は感じられましたか。どんな印象をお持ちになりましたか。

**裁判員経験者 4**：どちらも文字は多いんですけども、検察官の方はちゃんと図式、矢印でこうなってこうなってというような流れ図が書いてあって、どちらかといえば検察官の方が読みやすいかなというふうには思いました。事件全体の流れも検察官の方がまとめてくださっていたので、どうしても、両方とも見るんですけども、まとめて見ようとしたときには検察官の方の資料を見ていたかなと思います。公平に見るという意味では、もちろん両方とも見てたんですけども、ただ見やすい方を見てしまうというのはちょっとあったかなとは思いましたね。

**司会者**：ありがとうございます。1番さんと5番さんは、その形式面のところは特にお尋ねしなかったんですけども、検察官は矢印を使って図式化したスタイルで、弁護人は文章を連ねていくようなスタイルでした。図式化している方が見やすいという声が出たんですけども、その辺りはいかがですか。

**裁判員経験者 5**：図式の方が見やすいですね。

**司会者**：1番さんもうなずいておられますが、同じ御意見ですか。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：分かりました。プレゼンでは何が問題なのかとか検察官・弁護人が今回の事件をどういうふうに裁判所に判断してほしいのかという見取図を示すわけですが、その後証拠調べということで、問題になってる点とか事件についてのイメージというものを証拠を見ることによって皆様は作っていったと思います。1番さんの事件は証人尋問をされてないのですが、2番さん、4番さん、5番さんの事件では、それぞれ被害者の方だとか共犯者の人だとか、事件によっては目撃者の証人尋問が行われています。この証人尋問について、争いのある点を判断する上で分かりやすかったのかどうか、あるいは何か無駄なこと聞いているなという印象があったのか、あるいは何か物足りないなというような印象を持たれたのか。検察官や弁護人がいろいろ工夫して証人尋問をしていると思いますので、何か印象に残ることがありましたら述べていただければと思います。5番さんお願いします。

**裁判員経験者5**：別に弁護士さんの味方をするわけじゃないんですけども、滑らかとかね、弁護士さんの尋問は滑らかとかいうか、素人的にはその方が理解しやすいというのがちょっと印象でありました。

**裁判員経験者2**：私の場合は、被害者の方が主張されていることが認められるか認められないかというので、弁護士の方がその被害者の方に質問されたんですけども、ちょっと被害者の方が詰められてたのが印象に残っていて、少し気の毒とか、被害者の方は何も悪いことをしてないのに詰められるというのはどうなのかなというのが率直な感想でした。

**裁判員経験者4**：私のときは、検察官の方が証拠を読み上げるときにメールの内容を読み上げたんですけども、一から十まで全部読み上げちゃって、多分15分、20分ぐらいずっとそのやり取りがあったんで、結構そこは長かったような印象はありました。あとは、証人尋問の後に質問ができたと思うんですけども、その場で思いつくことはどんどんするんですけども、いろいろ事件全体が分かってくる中で、これ今やったらこういうこと聞いたかったなというのが後から

出てきちゃって、ただもう今さら聞けないというのはところどころあったのが悔しいという思いはありましたね。

**司会者**：メールの読み上げのところなんですけども、そのときに、そのメールがどういう意味を持っているのかとか、どういう重要性を持っているのかというのがあまりぴんときていないために長く感じたというところもあるんでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。恐らくやりたかったこととしては、どういう人間性かという、被告人とその周りの友人の関係でどういう力関係だったのかという、その辺りを全体から見てほしかったのかなとは思って、一応必要だったのかなというか、検察官の方の言いたいことは何となくは分かりました。ただ、読み上げまではしなくても、証拠として提出してそれを自分たちで読むぐらいで良かったのかなというふうには思いましたね。

**司会者**：証人尋問や被告人に質問するとき、そのメールを示して内容を改めてもう一度見たとか、そういうことはなかったんですか。そのメールというのはそこで使われただけで、あとは証人尋問とかでは使われなかったんですか。

**裁判員経験者 4**：いや、後から何度か必要なところは出てきました。ただ、必要なところは一部だけというか、一番大事な文言はその一部だけだったので、それ以外のところも結構多くありました。

**司会者**：それ以外のところは本当に必要だったのかなという印象ですか。

**裁判員経験者 4**：そこまで大事なことではなかったとは思いますが、被告人の立場というのを分かっただけであれば、証拠として一旦提出して、あとは読んでおいてくださいぐらいでもいいのかなというような内容でした。

**司会者**：分かりました。裁判員裁判は法廷で見て聞いて分かる裁判をしようということですので、法廷で全部読むということだと思のですが、むしろ長く感じるんでしたら、それを絞っていかなければいけないのかなと思うんですけどね。1番さんの事件は証人が呼ばれなくて、直接話を聞いたのは被告人だけだったと思うんですけども、振り返ってみて、この人を証人で聞いたかったなとい

う人はいましたか。

**裁判員経験者 1**：首謀者が被告人に対して実行部隊を集めろとか、被告人の力を信用して、あるいはその被告人の窃盗グループネットワークというのか、実行部隊をかき集めて、指示をして、そしてなおかつ自分も報酬を受け取っている。その辺りの一連の流れを法廷で確認というのか、疑問点を一件一件の犯罪についてプッシュできればもう少し納得できたかなと思います。

**司会者**：たくさん登場人物がいる事件で、可能であれば首謀者の人の話は直接法廷で聞きたかったなと、そんなところですかね。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：たくさんの事件があって登場人物も多かったので頭に入れるのがなかなか大変だったというお話がありましたけれども、この全体像というか頭の中を整理するのはどうですか。例えば検察官や弁護人の書面で分かったのか、それとも裁判官の説明で分かったのか。

**裁判員経験者 1**：これにちょっと目を通してもらいたいんですけども、こういうふうな流れが分かるような資料を作ってもらおうと、全体像を把握しやすいと思うんです。

**司会者**：事件の番号と犯罪の年月日と簡単な事件の内容と被害者の人の一覧表ですかね。そういう資料があったら便利だったなということですかね。

**裁判員経験者 1**：はい。こういうものがあれば、いわゆるプレゼンのときに見やすいし、全体像を早く理解してもらえんじゃないかな、把握しやすいんじゃないかなと思いました。

**司会者**：最小限必要な情報が一覧できるような一覧表があると便利だということですかね。

**裁判員経験者 1**：そうですね。

**司会者**：審理予定を拝見しますと、証人尋問がなかったということで、検察官からの証拠が三、四時間分ぐらい全部の事件を調べた形になっていますけれども、

こちらはどのようなやり方だったか覚えておられますか。

**裁判員経験者 1**：その辺りははっきり覚えてないんですけど、たしかものすごい膨大な資料が後ろの本棚にずらっと並べてあったと思います。

**司会者**：分かりました。法廷で見たり聞いたりもされたと思うんですけども、調べた証拠はここにありますよというふうに紹介してもらった場面が記憶にあるということですかね。

**裁判員経験者 1**：そういうことです。

**司会者**：2番さんの事件は大きく分けるといくつかの事件にまとめられると思うんですけども、事件ごとに検察官が証拠を出して、それについての被告人の話を聞いてという感じで、事件ごとに区切って証拠調べをしているようなんですが、それは分かりやすかったですか。

**裁判員経験者 2**：分かりやすかったですね。一つの事件でこうこうでこうあって、これが証拠ですよというので、そこで区切れていたんで、どれも別案件なんで、私の場合は、一話完結みたいな形で終わって、そこは分かりやすかったかなと思います。

**司会者**：比較的短い間隔でやっている事件なのですし、続けて見た方が大きな流れというものが見えてくる場合もあるんじゃないかなと思ったんですけど、そういうところは今回の事件では全然感じなかったということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：一つ一つの事件が関連している案件ではなかったもので、一話完結の方が分かりやすいと思いました。

**司会者**：今回の皆様が御担当された事件は、殺人事件ではありませんので、いずれも被害者の方が亡くなったという事件ではないんですけど、一方でやっぱりけがをされている事件ですし、そういった意味で、暴力を加えられているというようなこともあって、事件についてやっぱり想像しなければいけない部分もあると思います。その点、ちょっとそういうことを想像するのがつらいとか、話を聞いていてちょっとしんどいとか、そういうことを感じたところとかはあ

りましたでしょうか。

**裁判員経験者 1**：私は特別そういうものはなかったですね。殴られて、当然血も流れてる。でも、傷もそんな深くはなくて、大きな傷害でもなかったの。

**司会者**：4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 4**：殴られて血まみれの写真を見たりとかというのはあったんですけど、そこまで精神的にやられるところまではなかったですね。

**司会者**：血まみれの写真がありますよということを、裁判員に選ばれる前にちょっとでも知らせてほしかったなとか、そういう気持ちとかはどうですか。4番さんとしては今どんな印象、感想をお持ちでしょうか。

**裁判員経験者 4**：見る場合もありますというのは聞いていたんで、一応ある程度覚悟はしていました。それもあって、ある程度精神的には大丈夫でしたね。

**司会者**：ありがとうございました。そうしましたら、最後、論告と弁論といいまして、要するにいろいろ証拠を見た後、検察官と弁護人がまとめのプレゼンをする場面があったと思います。検察官は求刑ということで、被告人に対してこういう刑を科すべきだという最終的な結論を述べますし、弁護人はそういう意見を述べた事件もあれば、そうではない事件もあったかも知れません。いずれにしても、検察官と弁護人の最後のプレゼンの場面について、こっちはこういうところが良かったとか、あるいはこっちはこういうところがちょっといまいちだったとか、何かそういう印象に残ってることはありますでしょうか。少なくとも形式面では、検察官は図を使ったり矢印を使ったり、弁護人は文章を連ねてという形式なんですけれども、そういった意味で冒頭陳述の最初の部分と印象的には変わらないという感じなのではないでしょうか。うなずかれています方が多いですね。1番さん、何かございますか。

**裁判員経験者 1**：私の場合は、ディスカッションじゃないですけど、そういう中である程度レクチャーも受け、自分たちの意見もその場で述べておいた上で裁判に臨んでいるんで、その場でお話を聞いて、念押しのような感じで聞いていま

した。

**司会者**：4番さんにお聞きしますが、検察官の論告で、最後に刑がどれぐらいかという求刑の前提としてグラフが出てきたと思うんですけども、そちらを見たときの印象だとか感想はありますか。

**裁判員経験者4**：検察官の方から見られる前に、裁判官の方からも一応同じような資料はもらっていて、大体こういうふうに決めますよという話があったんです。こういうふうに求刑を決めるんやなというのはそこで初めて知ったんで、そこはちょっと印象的というか意外だったなとは思いますが。

**司会者**：ほかに論告の場面で、例えば、検察官の求刑で懲役何年とか何年何月とかいう数字を言うと思うんですけども、その根拠というのは法廷で聞いていて分かりやすかったのか、何か印象に残ってることがあればお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者1**：あれは判例ではないんですか。

**司会者**：今までの裁判の傾向を踏まえてはいるとは思いますが、検察官の方から、今の御質問に何かございますか。

**高島検察官**：当然、評議で見られたグラフを皆さん見られることを前提にこちらも求刑いたしますので、やはり今までの裁判員裁判の蓄積というのが前提の上です。ただ、やっぱり個別の事件は全部違いますので、もちろん元々のグラフというのは参考にはしますが、それを踏まえてこの事件ではどのぐらいが相当と検察官は考えるかということで論告しています。

**裁判員経験者1**：勘案されるのはどこを勘案されるんですか。プラスしたりマイナスしたりするポイントです。

**高島検察官**：一般的に、例えば件数が何件あるのかとか、けがをさせてる場合はどのぐらいひどいけがをさせてるのかとか、お金をとってるのであればどのぐらいのお金をとってるのかというのを考えますし、恐らく論告でも言ってるケースはあると思うんですけど、逆に被告人の方が被害者の方に例えば事件の後で

弁償してるといような事情があれば、検察官としてもそういったことも考えて求刑は考えてます。

**司会者**：2番さん、何かございますか。

**裁判員経験者2**：検察官と弁護人の求刑が同じになることはないんですか。

**司会者**：理論的にあり得ないことはないのかも知れませんが、実際上は余りないのではないかなとは思いますが。それでは、少し休憩した後に検察官、弁護人、あるいは裁判官から法廷での審理に関して裁判員経験者の方に御質問を伺っていかうかなと思っております。

(休憩)

**司会者**：それでは、再開したいと思えます。公判審理の段階につきまして、検察官から裁判員経験者にお尋ねになりたいことは何かございますでしょうか。

**高島検察官**：1番の方にちょっとお尋ねしたいんですが、すごく疑問に思われた部分があるというふうにおっしゃっていたんですけど、その点は証拠調べを通じて何となくこういう事情なんだなというのはお分かりになったのか、それともそこは全然分からないままだったのか、それはどうだったんでしょうか。

**裁判員経験者1**：結果を見て分かる感じですね。いわゆる計画性と貪欲さと用意周到さというのか、この辺がやはりこの論告をする場合のポイントになってたんではというふうに思っております。

**高島検察官**：どうもありがとうございました。

**司会者**：弁護人は何かございますでしょうか。

**宇野弁護士**：皆様それぞれにという部分があるんですけども、例えば今回の事件の中で、全体的に弁護側の主張を冒頭陳述から弁論まで御覧いただいたときに、弁護側ちょっと何言うてんねんと、こんな認められるわけないやんみたいな感じで、その審理の過程で、評議に入る前の段階で、弁護人の主張ってちょっ

と厳しいよねという印象だったのか、そうではなくて、これは真剣に考えないといけないなという感じだったのか、まずちょっとそこを聞いてみたいんですけど。

**司会者：**心証となると評議の秘密に触れる可能性もありますね。弁護人の主張というか被告人側の主張というのは、言いたいことは理解できましたか。

**裁判員経験者一同：**できました。

**裁判員経験者 5：**弁護士さんの味方をするわけじゃないんですけども、検察とか警察は大きな組織というか、その中で捜査を詰めて行って、法廷でのある程度の証拠を持ってくるわけですよね。弁護士さんは、私もよう分からんですけども、少ない人員でいろんな調査とかをして、それで検察官と、言葉は悪いですけども、そういう巨大組織と弁護士は闘っていくということで。その中で弁護士さんは本当によろ調べてるなという印象を受けました。

**司会者：**ほかの方も言いたいことは理解できましたか。

**裁判員経験者 1：**弁護士さんのお話も、それは量刑のマイナス、マイナスというか減刑する方にポイントがあれば、それは当然ポイントとしてカウントします。うん、なるほどなというのは、ポイントになると思います。

**司会者：**理解はできたということによろしいですかね。そこをどれぐらい見るのか、どれぐらいポイントとして見るのかというのはまた別問題としてあるんでしょうけども。

**裁判員経験者 1：**はい。

**宇野弁護士：**もう1点だけいいですかね。2番さん、4番さん、5番さんは、それぞれ証人が出てきて事件に関する話をされて、その信用性を判断するという過程を審理の中で経ておられると思うんですけども、そのときに信用性判断が、例えば被害者が言ってることと被告人が言ってることがどうなのかとか、あとは共犯者が言ってることと被告人が言ってることがどうなのかというところで、どちらかというところとちょっと対立軸に立ちそうな感じの証人と被告人というもの

が出てきてたと思うんですけど、その辺りの判断が難しいとか、その辺りで感じられたことがあればちょっと教えてもらえたらと思います。

**裁判員経験者 2**：私の場合は、被害者の人が刃物を突きつけられて「殺すぞ」と言ったか言っていないかという争いがあったんですけども、私のイメージではそんなんでもええやんという印象を持ちました。その部分はものすごく真剣にしゃべられて議論されていましたが、ちょっと一般人としては違和感があったかなと。刃物突きつけておいて、「殺すぞ」と言ってないから罪を軽くしてくださいというのは通らないんじゃないかなと思いました。

**司会者**：人の話のどういうところを信用したかという点と評議の秘密になって守秘義務に違反してしまうんですけども、人の話が対立しているときにどっちを信用できるかと考えるときに、こういう着眼点で考えるんだとか、そういうところで難しさを感じたりとかいうことはありましたか。

**裁判員経験者 4**：どれだけ信用できるかというのは、証言台に立って話して下さる方々のしゃべり方だとかそういうところもやっぱり加味されるのかなと思いました。この人の言ってることは何となく、文字で見るのと違って、何となく正しいのかなというのは、見ていく中でやっぱりありましたね。

**司会者**：重要なところは文字で見るよりも直接話を聞いた方がイメージは作りやすいかなということでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。

**司会者**：5番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 5**：例えばの話で、ちょっとしゃべり方が横着やなとか、そういう態度で判断の材料にしたらいけないな、あくまでも合理的な証言の内容とか証拠とか、それと比較しながらやっぱり判断していかないといけないなというのは思いましたが、最初の法廷に初めて座ったときには、やっぱりそういう気持ちはちょっと強かったというか、ありましたですね。

**司会者**：そうでしたら、皆様がお考えになった前提として、法律についての説明

は裁判官からすると思うんですが、例えば今回だったら強盗致傷あるいは強盗傷人と、そういう犯罪のイメージというんですかね。法律でこういう条件がそろえば強盗致傷、あるいは強盗傷人になりますよと法律で定まっているという前提となる法律概念についての説明ですね。これはどうでしょうか。裁判官からの説明が分かりにくかったとか、何度か質問してやっと分かるようになったとか、何かその辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私の場合は、裁判長が詳しく説明してくれたんで、こういうような案件なんでこういうふうになりますというのを教えていただきまして、ものすごく分かりやすく教えていただきました。量刑というのはこうやって決めてるんだということや、これはこうなのでペナルティが加わってますだとか、これは悪質なのでこうなってますというのをすごく事細かく教えていただいたので、判断する上ではすごく参考になったというか、こうやって量刑って決められてるねんというのが分かったので、そこはすごく勉強にもなったし、この人は大体これぐらいやねんというのが分かるようになったかなというのがありました。

**司会者**：考え方について具体例を示しながら説明されてイメージが湧いたと、そういうことですかね。

**裁判員経験者 2**：ぱっとフィーリングで決めてるんじゃないで、ちゃんとしたガイドラインじゃないですけども、線引きがされてるねんというのが分かりました。

**司会者**：4番さんは裁判官からの説明というのには分かりやすかったですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。先ほども言ったように、検察官が話をしている段階でも何となくは分かったんですけども、裁判官から控え室に戻ったときにまとめて話をさせていただいてしっかり分かるようになったかなというところですね。だからそういう意味ではすごい分かりやすかったと思います。

**司会者**：1番さんは、裁判官からの説明が理解できましたか。判断の前提としての

枠組みとして、法律的にそういう判断枠組みになってますよということについては御理解いただけただけでしょうか。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：皆様のいずれの事件も有罪ということで被告人に対して刑罰を科すと判断しているわけですがけれども、量刑の考え方について、基本的にはやったことに見合う刑罰ということで、やり方だとか生じてしまった結果だとか、あと動機とか経緯とか、そういうところをメインに見て行って、あと生い立ちだとかそういう犯罪事実以外の事情は、やったことを前提に考えた刑の幅の中での調整要素的な位置づけになるんだと、大体そのような考え方で裁判員裁判がされているのではないかと思うんですけれども、そういう説明は頭に入りましたか。それとも、何かこの説明は分かりにくかったとか、逆に、こういう例え話が分かりやすかったとか、そういうものはありますでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私の場合は説明がすごく分かりやすかったです。

**司会者**：その辺りの考え方については納得していただいたということでもいいですかね。皆様うなずかれていますね。あとは、評議の進め方について一般的な話として、裁判官のやり方に辛口なことでもいいですし、こういう配慮をしていたのが良かったとか、何かありますでしょうか。

**裁判員経験者 5**：最初は私の考えとしては、最後は裁判官が助けてくれるわというふうに考えておったんですけれども、実際はそうではなく、詰めに詰めて、裁判員の意見も隈なく聞いて、もうこれ以上ないわというぐらいに聞いて、それで結論を出すというような流れでした。だから、ああいうやり方をして本当の真実というか、正しい判決というのが出てくるのかなという感想です。

**司会者**：ほかの方はいかがでしょうか。遠慮なく言っていただければと思います。

**裁判員経験者 4**：発言自体は裁判官の方もいろんな方に発言するように促してくれて、何でも言いやすいような雰囲気のできたので、評議は十分できたかなと思っています。あえて言えば、自由に発言していいとなるとどうしてもよくしゃ

べる人が出てくるんですけど、ちゃんとフォローして何番の方はどうですかというのをお願いしていたんで、全員が発言できたかなとは思ってます。

**司会者：**一般論として言えば、やっぱり偏らないように、裁判官からみんな同じように発言の機会を与えるべく配慮した方がいいんじゃないかと、自由にやると偏る場合もあるんじゃないかと、そういうことですかね。

**裁判員経験者 4：**そうですね。

**司会者：**評議の時間は足りましたか。

**裁判員経験者 1：**十分あったと思います。

**裁判員経験者 4：**評議の時間自体は十分あったと思います。ただ、ゆっくり証拠を見る時間が欲しかったかなという気はしましたね。

**司会者：**そうしましたら、事件の審理及び評議についてというところは一通りお伺いしてきましたので、次に守秘義務についての御感想や御意見をお聞きしたいと思います。守秘義務がありますというのは選任されたときの裁判長からの説明でもあったと思いますし、折に触れてあったと思うんですけども、実際に守秘義務を負っていることで、特に日常の生活の中で、裁判員を経験された後も守秘義務を負ってるということについて何か感じていることがありましたら、順番に伺っていきたいと思います。5番さん、何かありますでしょうか。

**裁判員経験者 5：**裁判所側からは、自分らが裁判員裁判に参加したことを、その経験を生かして裁判員制度への理解と協力を得るような、そういう立場というか経験を生かしてくださいよというふうに言われたんですけども、反面その守秘義務というのがありますして、どこまでしゃべったらいいのかという、その限られた中で理解と協力を得るためには、ちょっと難しい面もあるなという感じがしております。理解と協力を得るために、裁判員を経験した者として、そんな何か機会があったときに、例えば、裁判員裁判は非常に難しくて、あんなんえらい目に遭うと、大変な精神的苦痛すごいでというのじゃなくて、参加してみたらこういういい面もあって、やっぱり積極的に参加することもいいことだ

よみたいな，うまく言えませんが，そういうことも自分がやったという経験を生かしてできることかなと思います。

**司会者：** 裁判員を務められての一般的な印象とか感想というのはお話しいただいて全然構わないことですので，一般的な印象や感想は述べていただいているかと思います。4番さんは守秘義務については何かございますでしょうか。

**裁判員経験者4：** もともと裁判員をやるというと守秘義務があって何もしゃべれないかなと思っていたら，意外と，傍聴席で見て分かる内容とか，そういうことはしゃべっていいですよということも言っていただいたので，そこまで全然しゃべれないというわけではなかったもので，精神的にはそこまでつらいということではなかったですね。全く見たことがなかったら裁判がどんなものか分からないので，自分の感想とかそういうものをほかの人にも話ができ，ちょっと興味を持ってもらう人が増えたというか，周りにもある程度そういう話できたのは良かったかなとは思いますが。

**司会者：** 全部話をしたらいけなくて大変なのかなと思っていただけでも，途中で話してもいいことがあるんだということで気が楽になったと，そんな趣旨の御発言だと理解しましたが，それはどの辺りから少し気が楽になったという感じになったのでしょうか。一番最初の裁判長の冒頭の説明がなされたときなのか，あるいは最後の段階なのか，何かこの瞬間みたいなものは記憶にありますか。

**裁判員経験者4：** 徐々にですね。最初的时候も話していただいたんで，今日の内容は大丈夫ですよというような段階を踏んでいたんですけども，最後まで行っても結局，今日傍聴席で聞いていた内容なら大丈夫ですよというのがあったんで，これでもいけるんやというところがだんだん広がっていったので，そういう意味では徐々に広がっていったかなとは思いますが。

**司会者：** 2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者2：** 案件によってはすごく重たい守秘義務を背負う方もおられるんで

はないかなと思うので、そこは一概には言えないんじゃないかなと思います。

**司会者：**1番さんはいかがでしょうか。

**裁判員経験者1：**ややこしい話をしゃべる気もないですし、逆に、裁判員裁判で自分が得たことを人に伝える、裁判員裁判の呼出しが来たときに断ると言う人の数を少なくするためには、いわゆる裁判員裁判の制度の説明会やセミナーなんかを裁判所に依頼してやってもらうといったことを、例えば町内会の活動として取り入れていくのがいいんじゃないかと話をすることはあります。裁判員裁判なんて、あんなもんかなわんと、何も分からずにそういうふうに拒絶してしまうような方が結構おられるので、そういった方をやはり少なくして、積極的に参加してもらう方向につなげていければいいなというふうに思ってます。

**司会者：**町内会でもお話をさせていただいているという話で、とてもありがたいと思いました。差し支えのない範囲で結構なんですけれども、いろいろ御案内しても、実際なかなか申込みにはつながっていないのかなという印象も持っているのですが、提案しても実際やるとなったら結構大変だったりして、なかなか実現するまでには乗ってこない感じなんですか。

**裁判員経験者1：**話をすれば乗ってくる方もおられるかなというふうには思います。いわゆる禁煙運動と同じで、気軽にみんなに声をかけて、フェイスブックで裁判員裁判の良さとかいうのを流していければいいかなというふうに思っていて、今日もちろん敷地外からですが、裁判所の外観なんかを写真に撮ったんで、そんなふうに取り組んでいこうかなとは思ってます。

**司会者：**ありがとうございます。守秘義務についての御感想や御意見ということで一通り伺いました。まだ若干時間がありますので、守秘義務以外の負担ですね、日程調整とかの負担だとか、あるいは裁判員をやってこういう負担があって、こういう配慮が裁判所でできるんじゃないかなとか、そういうことは何かございますでしょうか。

**裁判員経験者5：**裁判員に選ばれて、審理というんですか、法廷に出て、あれがす

ぐに始まってしまうんですね。ですから、裁判員に決まった者たちを対象に、裁判とは何か、検察官は何をするとか、検察官と警察官の違いとか、そういう司法に関するものとか、裁判の流れとか役割とか、そんな基本的なものをもうちょっと教養してもらってから本番に臨むというのがいいのではないかなという思いはあります。

**司会者：**大きく分けて二つですね。一つは、裁判員に選ばれてから実際の裁判が始まるまでの間隔が短かった。5番さんの事件は審理予定を見ると翌日からですね。もう少し時間があった方がありがたかったということと、その間に裁判員制度とか裁判そのものについての一般的な説明があると良かったなど、そういうことですかね。

**裁判員経験者2：**私の場合は午前中に裁判員に決まって午後からもう裁判が始まったんで、そこはかなりびっくりしたところがあります。日程調整に関しては、私は比較的調整がしやすいので苦ではなかったんですけども、職場によってはやっぱりつらいんじゃないかなと。そこは守秘義務とも関わってくると思うんですけど、どこまでしゃべってどこまで理解してもらえるのか、オープンになってることはかなり少ないと思うので、そこでもっと周りの理解が必要ではないかなと思いました。

**司会者：**4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者4：**私の場合は、金曜日に選任手続があって週が明けて水曜日から裁判だったので、時間的には比較的余裕があって、ある程度それで緩和されたというのがあります。私も会社で働いているので、その点で、この日とこの日とこの日はいないですというので会社の理解を得るのがちょっと大変だったかなとは思いましたね。やっぱりその理解を得てもらう人にも、どういうものかというのが分かってもらわないといけないので、その辺は大変だったかなと思いました。

**司会者：**1番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 1**：日程は、私は自営なので、自分でスケジュールを立てられるので、スケジュール的に困ったといったことはなかったです。

**司会者**：ありがとうございました。最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージみたいなものがありましたら簡単に、なければ今日の御感想を一言ずつ順番に伺えたらと思います。

**裁判員経験者 1**：自分の身近なものが裁判沙汰になってるので、自分の日常生活でいつ裁判になってもおかしくないような御時世なので、やはり裁判になじむ第一歩が裁判員裁判じゃないかなというふうに思うんで、怖がらずに参加していただきたいと思います。

**司会者**：2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 2**：法律で決まっているので、可能な限りやっぱり参加すべきじゃないかなと思います。面倒なのは面倒なので、避けるなら避けたいと思うんですけど、やっぱりルールで決まってる以上はみんな協力して進めていかないと民主主義として進んでいかないと思うので、嫌ですと言うのではなくて、可能な限りは参加すべきじゃないかなというふうに思います。

**司会者**：ありがとうございました。4番さんお願いいたします。

**裁判員経験者 4**：私が裁判員を経験して思ったのは、どんどん発言しないと何も解決しない、何も進まないと思いました。なので、思ったことは何でもいいんで発言することと、あと、疑問があったら、後からでは戻れないんで、どんどん質問をした方がいいなというのを思いました。だから積極的にいろんなことを発言した方がいいなと思いました。

**司会者**：ありがとうございました。では、5番さんお願いいたします。

**裁判員経験者 5**：裁判員裁判の目的は一体何か、これは間違ってるかも知れませんが、プロの裁判官にプラス裁判員という素人の意見を入れるのが、より何とか正しい裁判の姿、世界を見てもそういうのがあります。ですからもっと怖がらずに、私でもできたんだからというようなことで、それに参加をして正

義を実現するということだと思いました。

**司会者：**ありがとうございました。今日の意見交換会は以上ということにしたいと思います。今日皆様がこちらに御出席いただいたこと自体が裁判員制度の広報という意味で、裁判員を務めていただいた上に、さらに貢献していただき感謝しております。今日は参加していただき、ありがとうございました。

以 上